

1. 件名：北陸電力株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について
2. 日時：令和5年4月10日 10時00分～10時15分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官
北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）
東京支社 原子力・技術チーム 1名

5. 要旨

北陸電力から、柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）（B）過給機軸固着事象に関連し、志賀原子力発電所の1号機D/G（B）の過給機を点検したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

また、柏崎刈羽原子力発電所1号機D/G過給機軸固着事象を踏まえた第一判定の考え方について説明を受けた。

○過給機のロータ軸中心からレーシングワイヤ孔位置までの寸法を計測し、隣り合うタービンブレードとの孔位置ずれ寸法を算出した結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大位置ずれ寸法 0.22mm 以内であったことから、継続使用可能と判断した。

○第一判定の最大位置ずれ寸法については設計公差を基に決定した値であり、加工不良の有無（設計公差を大きく逸脱していないこと）を確認する目的で設定していることから、計器誤差については考慮不要と考える。

原子力規制庁から北陸電力に対し、今後点検予定のD/G過給機の点検結果について引き続き報告を実施するよう要請し、了承した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 志賀原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）過給機の点検結果について（報告）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用D/G過給機軸固着事象を踏まえた第一判定の考え方について

以上